独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)(抄)

(傍線部分は改正部分、

網掛部分は修正部分)

目次	大学	修 正
接 律 は ・ 第 十 一 第 十 一 第 十 一 第 十 一 条 十 一 条 十 一 条 十 一 条 十 一 条 十 一 条 も に を も に も に を も に も に を も に と に に と に に に に に に に に に に に に に	支援・学位授与	後
B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次 B次	独立行政法人大学改革支援・学位授与	政府原案による改正後
目次 第一章 総則(第一条—第六条) 第二章 役員及び職員(第七条—第十三 第二章 程則(第十八条・第十七条) 第五章 難則(第十八条・第十七条) 第五章 難則(第十八条・第十七条) 第五章 離則(第二十条—第二十二条) 附則 (機構の目的) (機構の目的)	大 -	改正前

学 位 六号) 評 段階における多様な学習の成果が 学校教育法第百四条第四項の規定による 等専門学校機構をいう。 うことにより、 学共同 律第百十二号) 学校並びに国立大学法人法 玉 育研究環境の整備充実を図り 要な資金の交付を行うことにより、 関法人をいう。 第二条第三項に規定する大学共同利用機 をいう。 図るとともに、 育 二号において同じ。 て同じ。 0 価 研 高等 究 される社会の実現を図り、 の授与を行うことにより、 (同条第 第一条に規定する大学及び高等専門 利用機関をいう。 活 附則第十三条第 教育の発展に資することを目的 動 の状 大学共同利用機関法人 その教育研究水準の向 第二条第四項に規定する大 項に規定する国立大学法人 国立大学法人等 況につい 及び独立行政法人国立高 0 施設の整備等に必 以下同じ。 第十六条第 ての評 項第 (平成十五年法 もって我が 高等教育の あわせて、 一号におい (国立大学 価等 2適切に その教 (同法 上を を行 項第 の教

う。 法人 うことにより、 学共同利用機関をいう。 な学習の成果が適切に評価される社会の ことにより、 条第四項の 行うことにより、 整備等に必要な資金の貸付け及び交付 独立行政法人国立高等専門学校機構をい 十六条第 規定する大学共同利用機関法人をいう。 学共同利用機関法人(同法第二条第三項に 図るとともに、 育 律第百十二号)第二条第四項に規定する大 学校並びに国立大学法人法 六号)第一条に規定する大学及び高等専門 充実を図り、 十三条第 をいう。 研究活動の状況についての評価等を行 同項第三号において同じ。 (同条第 第十六条第 一 項 第 項第二号において同じ。 規定による学位の授与を行う 高等教育の段階における多様 あわせて、 その教育研究水準の向上を 項に規定する国立大学法人 国立大学法人等 一号において同じ。 その教育研究環境の 項第二号及び附則第 学校教育法第百四 以下同じ。) (平成十五年法 (国立大学 の施設 整備 及び の教 第 大 を

0

が適切に評価される社会の 等教育の段階における多様な学習の成 並びに国立大学法人法 第一条に規定する大学及び高等 とを目的とする。 定による学位の授与を行うことにより、 とにより、 究活動の 同利用機関をいう。 百十二号)第二条第四項に規定する大学共 とともに、学校教育法第百四条第四 て我が 国 状況に その教育研究水準の向 の 高等 つい 教育 以下同じ。 ての評価等 (平成十五年法 の発展に資するこ 実現 を図り、 専門学: を行うこ の教育研 上 項 を 0) 义 律 校 果 高 規 第

設の設置若しくは整備又は設備の設置の定めるところにより、土地の取得、施工 国立大学法人等に対し、文部科学大臣			(肖え)	(月6)し、並びに公表すること。	て、当該大学等及びその設置者に提供	について評価を行い、その結果につい	るため、大学等の教育研究活動等の状況	一 大学等の教育研究水準の向上に資す	ため、次の業務を行う。	第十六条 機構は、第三条の目的を達成する	(業務の範囲)	とする。
設の設置若しくは整備又は設備の設置の定めるところにより、土地の取得、施三国立大学法人等に対し、文部科学大臣	うこと。 いて「施設費貸付事業」という。)を行の貸付け(次条及び第十九条第一項にお	くは整備又は設備の設置に必要な資金ろにより、土地の取得、施設の設置若し	法人に対し、文部科学大臣の定めるとこ	国立て名よしをがて名も司引し、並びに公表すること。	て、当該大学等及びその設置者に提供	について評価を行い、その結果につい	るため、大学等の教育研究活動等の状況	一 大学等の教育研究水準の向上に資す	ため、次の業務を行う。	第十六条 機構は、第三条の目的を達成する	(業務の範囲)	展に資することを目的とする。実現を図り、もって我が国の高等教育の発
(新設)			(- (所致)	て、当該大学等及びその設置者に提供	について評価を行い、その結果につい	るため、大学等の教育研究活動等の状況	一 大学等の教育研究水準の向上に資す	ため、次の業務を行う。	第十六条 機構は、第三条の目的を達成する	(業務の範囲)	

があるときは、その額に相当する金額のう が行った後、同条第一項の規定による積立金 行条第一項又は第二項の規定による整理を 条	後の事業主要に表の通川芸等国一国において「中期目標の期間」という。)号に規定する中期目標の期間(以下こ号に規定する中期目標の期間(以下こ定において、通則法第二十九条第二項	第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般 第十一(利益及び損失の処理の特例等) (利益及び損失の処理の特例等) 理い。	という。)を設けて整理しなければならな で	2・3 (略) 三〜六 (略) 事業」という。)を行うこと。 四
があるときは、その額に相当する金額のう行った後、同条第一項の規定による積立金条第一項又は第二項の規定による整理をの最後の事業年度に係る通則法第四十四の	の最後の事業主要に係る通り表等国・国の項において「中期目標の期間」という。)第一号に規定する中期目標の期間(以下この勘定において、通則法第二十九条第二項の勘定において、通則法第二十九条第二項	第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般(利益及び損失の処理の特例等)理しなければならない。	て「施設整備勘定」という。)を設けて整め、一(区分経理) という。)を設けて整め、特別の勘定(次条においり、特別の勘定(次条においり、) では、その他の経理と区分し、特別の勘定(次条においり、) では、 その他の経理と区分し、特別の勘定(次条においり) では、その他の経理と区分し、特別の勘定(次条においり) を設けて整め、 (区分経理)	3 (略) 「一七 (略) 事業」という。)を行うこと。 事業」という。)を行うこと。
ち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当があるときは、その額に相当する金額のう行った後、同条第一項の規定による積立金条第一項又は第二項の規定による整理を	を等ってとはちに買り見ぎによるを里との最後の事業年度に係る通則法第四十四の項において「中期目標の期間」という。)第一号に規定する中期目標の期間(以下こ	第十七条 機構は、通則法第二十九条第二項(積立金の処分)	(新設)	2 3 (略) 二 (略)

 \mathcal{O} 該 ち文部科学大臣の承認を受けた金額を、 務及びこれに附 業務の 目 0 け に た中 [標の 係る 中期 認可を受けたときは、 の定めるところにより、 期計画 うち 期間における第十六条に規定する 通 目 . 標 の 則法第三十条第一 同 条第一 期 (同項後段の規定による変更 帯する業務以 間 0 次 項 第二 0) 中期 その変更後 項 号に掲げる業 当該次の中 外 0) 目 認可 0) 標の期 業務 を受 0 当 0 期 ŧ 間

財源に充てることができる。

をしようとするときは、財務大臣に協議し 文部科学大臣は、前項の規定による承認

なければならない。

3 相当する金額から同項 ときは、 を受けた金額を控除し ればならない。 機構は、 その残 第 項に規定する積立金 余の 額を国庫 てなお 0) 規 定 に による 残 納 余が 付 L 0) 額に なけ あ 承 る 認

4 • 5 (略)

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納 5

0 ち文部科学大臣の承認を受けた金額を、 目 0 け に係る通則法第三十条第一 該 [標の た中期計画 認可を受けたときは、 中 期目 の定めるところにより、 期間における第十六条に規定する 標の 期 (同項後段の規定による変更 間 0 次 0) その変更後の 中期目 項 当該次の 0 認可 標の期 を受 中 期 当 ŧ 間

務以外の業務の財源に充てることができに掲げる業務並びにこれらに附帯する業

業務のうち

同条第

項

第一

号及び第三号

(削る)

る。

2 きは、 ばならない。 受けた金額を控 当 する金額から 機構は、 その残余の 前項に規定する積立金の額に相 除して 同 額を国庫に納付 項の なお残余があると 規定による承 L なけ 認 ń を

3 • 4 (略)

| 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納

けた中 0 0 該 目 0 に 財源に充てることができる 係る通則法第三十条第 標 認可を受けたときは、 中 の定めるところにより、 期 0 -期計画 期間における前条に規定する業務 目 標 0 期 (同項後段の規定による変 間 0 次 0 その変更後 中 期 項 当該 目 \mathcal{O} 認可 標 次 \mathcal{O} 0) 中 を受 期 0) 期 更 間

をしようとするときは、財務大臣に協議し2 文部科学大臣は、前項の規定による承認

なければならない。

3 ときは、 相当する金額 ればならない を受けた金額を控除し 機構は、 その残余の 第一項に規定する積立 か 5 同 額を国庫 項 7 0) 規定に なお に納 残 余が よる 付 金 0) あ な 承 額 け る 認

(新設)

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納

															(削る)			な事項は、政令で定める。	付の手続その他積立金の処分に関し必要
4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二	自己の債権の弁済を受ける権利を有する。	構の財産について他の債権者に先立って	3 前二項の規定による債券の債権者は、機	が政令で定める期間のものに限る。	することができる。ただし、その償還期間	受けて、長期借入金をし、又は債券を発行	償還に充てるため、文部科学大臣の認可を	期借入金又は債券で政令で定めるものの	2 前項に規定するもののほか、機構は、長	ప ం	「債券」という。)を発行することができ	人大学改革支援・学位授与機構債券(以下	受けて、長期借入金をし、又は独立行政法	費用に充てるため、文部科学大臣の認可を	第十九条機構は、施設費貸付事業に必要な	援·学位授与機構債券)	(長期借入金及び独立行政法人大学改革支	な事項は、政令で定める。	付の手続その他積立金の処分に関し必要
															(新設)			な事項は、政令で定める。	付の手続その他積立金の処分に関

七百五条第一項及び第二項並びに第七百6会社法(平成十七年法律第八十六号)第

きる。

けた銀行又は信託会社について準用する。 九条の規定は、前項の規定により委託を受

第二項の規定による長期借入金又は債券前各項に定めるもののほか、第一項又は

に関し必要な事項は、

政令で定める。

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政

援助の制限に関する法律(昭和二十一年法

律第二十四号)第三条の規定にかかわら

て、前条第一項又は第二項の規定による機ず、国会の議決を経た金額の範囲内におい

構の長期借入金又は債券に係る債務(国際

(新設)

(接・学位授与機構」と、「各省各 (金について準用する。この場合に 同法(第二条第七項を除く。)中 同法(第二条第七項を除く。)中	十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十 七十九号)の規定(第十九条 補助金等に係る予算の執行の適 第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適 第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算の執行の適正化に関 (利助金等に係る予算)	大臣の認可を金及び債券の金及び債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債券の金人の債金人の金人の金人の金人の金人の金人の	で で で で で で で に で で に で の で に 型 約 で に 型 利 で に 型 利 で に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。
位授与機構」と、「各あるのは「独立行政法第二条第七項を除く。」の場が、この場が、のは「独立行政法の場が、の場が、の場が、の場が、の場が、の場が、の場が、の場が、の場が、の場が、	- 九号)の規定(罰則を含む。)は、第 - 二条 補助金等に係る予算の執行の (新設) - 二条 補助金等に係る予算の執行の (新設) - 法律の準用)	大臣の認可を受けなければならない。 (償還計画) (新設) (償還計画)	く。)について保証することができる。 が保証契約をすることができる債務を除 律第五十一号)第二条の規定に基づき政府 復興開発銀行等からの外資の受入に関す

(削る) 二項、 項、 第二条第 革支援・学位授与機構の機構長」と、 み替えるものとする。 改革支援・学位授与機構の事業年度」と読 会計年度」とあるのは 学位授与機構」と、 とあるのは 庁の長」とあるのは 第五章 第七条第二項 第二十四条並びに第三十三条中「国」 項 「独立行政法人大学改革支援 雑則 (第二号を除く。) 及び第四 同法第十四条中 第十九条第一 独立行政法人大学改 「独立行政法人大学 項及び第 「 国 の 同法 第二十三条 第二項 は、 度」と読み替えるものとする。 支援・学位授与機構」と、 兀 法第二条第 改革支援・学位授与機構の機構長」と、 各庁の長」とあるのは 人大学改革支援·学位授与機構 国 (財務大臣との協議) 「国」とあるのは 項 項又は第二十一条の規定による認可を しようとするとき。 しようとするとき。 第五章 財務大臣に協議しなければならない。 第十九条第一 第十八条第一項の規定による承認を の会計年度」とあるのは 第七条第二項、 第二十四条並びに第三十三条中 一項 文部科学大臣は、 雑則 (第二号を除く。 項、 「独立行政法人大学改革 第二項若しくは第五 第十九条第一項及び 独立行政法人大学 同法第十四条中 「独立行政法 次の場合に) 及び第 0) 事業年 同 (新設) 第五章

雑則

九

(削る)	とき。	場合において、その承認を受けなかった	学大臣の承認を受けなければならない	二 第十八条第一項の規定により文部科	を行ったとき。	一第十六条に規定する業務以外の業務	員は、二十万円以下の過料に処する。	る場合には、その違反行為をした機構の役	第二十三条 次の各号のいずれかに該当す	第二十二条(略)	第六章 罰則	第二十一条(略)	第二十条(略)
三 第十九条第一項、第二項若しくは第五 項又は第二十一条の規定により文部科 学大臣の認可を受けなければならない とき。	とき。	場合において、その承認を受けなかった	学大臣の承認を受けなければならない	二 第十八条第一項の規定により文部科	を行ったとき。	一 第十六条に規定する業務以外の業務	員は、二十万円以下の過料に処する。	る場合には、その違反行為をした機構の役	第二十七条 次の各号のいずれかに該当す	第二十六条(略)	第六章 罰則	第二十五条(略)	第二十四条(略)
(新設)	とき。	場合において、その承認を受けなかった	学大臣の承認を受けなければならない	二 第十七条第一項の規定により文部科	を行ったとき。	一 第十六条に規定する業務以外の業務	員は、二十万円以下の過料に処する。	る場合には、その違反行為をした機構の役	第二十一条 次の各号のいずれかに該当す	第二十条 (略)	第六章 罰則	第十九条(略)	第十八条(略)

第二十四条 (略)

附 則 〔注〕原始附則

第四

条

前

条の規定により独立行政法人大

学評

価·学位授与機構法

0

部を改正する

項に 法律 政法人大学評価・学位授与機構」という。) 第十三条第 を失ったことを任命権 条の規定により国家公務員としての身分 同項に規定する特別職国家公務員等と、 行政法人大学評価・学位授与機構の職員を 条第二項の規定の適用については、 の職員となった者に対する国家公務員法 この条及び次条第三項において「旧独立行 立行政法人大学評価·学位授与機構 法」という。 (昭和二十二年法律第百二十号)第八十二 規定する特別職国家公務員等となる (平成二十七年法律第 項及び第四項において による改正前の第二条の独 者の 要請に応じ 号。 旧独立 (以 下 改正 附則 前 同

第二十八条(略)

附 則 〔注〕原始附則

第 する特別職国家公務員等となるため退 ことを任命権者 法律 により国家公務員としての身分を失った 定する特別職国家公務員等と、 大学評価・学位授与機構の職員を同項に規 の規定の適用については、 十二年法律第百二十号)第八十二条第二項 となった者に対する国家公務員法 学評価・学位授与機構」という。 び次条第三項において「旧独立行政法人大 第十三条第 学評価・学位授与機構法の 兀 人大学評価·学位授与機構 条)による改正前の第二条の独立行政法 (平成二十七年法律第 前条の規定により独立行政法人大 項において 0 要請 に応じ同 旧独立行政法人 (以下この条及 「改正法」 部を改正する 前条の規定 |項に規 号。 (昭和二 の職員 とい 附則 職 定

第二十二条 (略)

附 則 〔注〕原始附則

第四条 規定する特別職国家公務員等と、 年法律第百二十号)第八十二条第二項 った者に対する国家公務員法 職したこととみなす。 定する特 たことを任命権 定により国家公務員としての身分を失 定の適用については、 前条の規定により 別 職国家公 者の 務 要請に応じ同項に 機構の職員を 員等となるため 機構 (昭和二十二 0 前条の 職員とな 同 項 0) 退 規 0 規 に 規

ため退職したこととみなす。	したこととみなす。	
(機構の業務に関する特例等)	(機構の業務に関する特例等)	
第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規	第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規	(新設)
定する業務のほか、次の業務を行うものと	定する業務のほか、次の業務を行うものと	
する。	する。	
一 国立大学法人法附則第十二条第一項	一 国立大学法人法附則第十二条第一項	
の規定により国立大学法人から納付さ	の規定により国立大学法人から納付さ	
れる金銭を徴収し、承継債務(改正法附	れる金銭を徴収し、承継債務(改正法附	
則第十条の規定による廃止前の独立行	則第十条の規定による廃止前の独立行	
政法人国立大学財務・経営センター法	政法人国立大学財務・経営センター法	
(平成十五年法律第百十五号。以下この	(平成十五年法律第百十五号。 次号にお	
条において「旧センター法」という。)	いて「旧センター法」という。)附則第	
附則第八条第一項第二号の規定により	八条第一項第二号の規定により独立行	
独立行政法人国立大学財務・経営センタ	政法人国立大学財務・経営センターが承	
ーが承継した債務のうち改正法附則第	継した債務のうち改正法附則第二条第	
二条第一項の規定により機構が承継す	一項の規定により機構が承継するもの	
るものをいう。)の償還及び当該承継債	をいう。)の償還及び当該承継債務に係	
務に係る利子の支払(次号及び次項にお	る利子の支払(以下この条において「承	
いて「承継債務償還」という。)を行う	継債務償還」という。)を行うこと。	
こと。		

項に規定する長期借入金又は債券の発行3 承継債務償還については、第十九条第二	(削る)
ることができる。	ることができる。
の規定にかかわらず、承継債務償還に充て	の規定にかかわらず、承継債務償還に充て
定する積立金の額に相当する金額を、同項	定する積立金の額に相当する金額を、同項
2 機構は、当分の間、第十八条第四項に規	2 機構は、当分の間、第十八条第五項に規
	うこと。
	還及び当該債務に係る利子の支払を行
	財務・経営センター債券に係る債務の償
	長期借入金又は独立行政法人国立大学
	行政法人国立大学財務・経営センターの
	条第一項又は第二項の規定による独立
	り機構が承継する旧センター法第十六
(新設)	三 改正法附則第二条第一項の規定によ
及び処分を行うこと。	及び処分を行うこと。
規定により機構が承継するものの管理	規定により機構が承継するものの管理
財産のうち改正法附則第二条第一項の	財産のうち改正法附則第二条第一項の
国立大学財務・経営センターが承継した	国立大学財務・経営センターが承継した
一項第一号の規定により独立行政法人	一項第一号の規定により独立行政法人
充てるため、旧センター法附則第八条第	充てるため、旧センター法附則第八条第
二 承継債務償還及び施設費交付事業に	二 承継債務償還及び施設費交付事業に

3 条 第 条及び附則第十三条第一項」とする。 あるの 合には、 号中 構 項に規定する業務」 は が 第十七条中 第 「第十六条」とあるのは 施設費交付事業及び附則第十三 項 に規定する業務を行う場 「施設費交付事業」と ح 第二十三条 「第十六 4

三号に掲げる業務については、 項の規定により機構が行う同項第 旧センター

法第十六条(第一項を除く。)から第十八

4

第

いて、 Ŕ なおその効力を有する。この場合にお 旧センター法第十六条第二項中 「前

規定は、

改正法附則第十条の規定の施行後

条まで及び第二十条

(第一号を除く。

0)

期借入金又は債券で政令で定めるもの 0

項に規定するもののほか、

センターは、

長

償還」とあるのは 支援・学位授与機構(以下「機構」という。) 「独立行政法人大学改革

は、 機構法(平成十五年法律第百十四号) 独立行政法人大学改革支援・学位授与 附則

による収入をもって充ててはならない。

合には、 三条第一項に規定する業務」 条第一号中 事業及び施設費交付事業並びに附則第十 施設費交付事業」 六条及び附則第十三条第一項」とする。 機構が第 第十七条中 「第十六条」とあるのは「第十 一項に規定する業務を行う場 とあるのは 「施設費貸付事業及び لح 施設費貸付 第二十七

(新設)

5 ることとされた旧センター法第十六条第 六条第二項」とする。 なおその効力を有することとされた第十 機構法附則第十三条第四 号中「第十六条第一項、 とあるのは という。)を」と、 改革支援・学位授与機構債券(以下「債券」 第十三条第一 は は ンター 又は第二項」とあるのは ー」とあるのは「機構」と、 るのは「機構」と、 二項若しくは第五項又は第十八条の規定 「センター」とあるのは「機構」と、 「債券を」とあるのは 第一 前項の規定によりなおその効力を有す 「独立行政法人大学改革支援・学位授与 「機構」と、 旧センター法第十七条中「前条第一項 法第十八条中「センター」とあるの 項又は第二項」とあるのは「第二項」 「前項」と、 項第三号に掲げる業務」と、 旧センター法第二十条第二 同条第三項中「前二項」 同条第五項中「センタ 「独立行政法人大学 第二項」とあるの 「前条第二項」と、 「センター」とあ 項の規定により 同条第七項中 旧セ

(新設)

	,	. 20	
の	なか	ばな	に
役員は、	かったときは、	なら	より
は	た	らない場合において、	り文部
`	7	V	部
_	き	場	科
十万	17	合に	学
一十万円以下	そ	お	学大臣の
以	0	V >	
トの	その違反.	7	認
過	行	そ	認可、
料	行為	その認	を平
(C	をした	認可	を受け
処す	た	可を	な
する。	機構	を受け	なけ
0	構	け	れ

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号) (抄)

(網掛部分は修正部分)

修正案	改正案
附則	附則
(センターの解散等)	(センターの解散等)
第二条 (略)	第二条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び	8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び
第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積	第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積
立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。	立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。
この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法	この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法
人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。	人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。
同条を除き、以下「旧センター法」という。)第十五条第二項か	同条を除き、以下「旧センター法」という。)第十五条第二項
ら第五項まで及び附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を	ら第五項まで及び附則第十一条第二項の規定は、なおその効力
有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定す	有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定
る積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた	る積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた
金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるの	金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とある
は「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条	は「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条
第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る	第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る

四号) する金額」 後、 項 旧 条第五項中 行政法人大学改革支援 とあるのは 通 第 セン 独 則 同条第 法第四 立行政法 号に ター 第十六条第一項第二号に規定する施設費交付事業」 と 規 法附則第十一 十四条第一項又は第二項の規定による整理を行っ 「前各項」とあるのは 「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の 項 定する 人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第 同条第四項中 の規定による積立金があるときは、 承 継 ·学位授与機構法 債務償還」とする 条第二項中 「翌事業年度以降の施設費交付事業」 「第二項から第四項まで」 「承継債務償還」 (平成十五年法律第百 その とあるの 額に と、 独立 相 た は 同 + 当

9 (略)

第五条 (略)

則第十三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされ 大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)附 2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人

は、同条第二項の規定による債券とみなす。た旧センター法第十六条第三項及び第四項の規定の適用につい

7

四号) 後、 項 する金額」と、 通則法第四十四条第一 条第五項中 行政法人大学改革支援 とあるのは 旧センター 第 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第 同条第一 号に規定する承 第十六条第一項第三号に規定する施設費交付事業」 法附則第十 「前各項」 「平成二十八年四月一 項の規定による積立金があるときは、 同条第四項中 継債務償還」 とあるの 項又は第二項の規定による整理を行 条第二 学位授与機構法 「翌事業年度以降の施設費交付事 項 は 中 日に始まる事業年度以降の独 とする 「第二項から第四項まで」 承継債務償 (平成十五年法律 還」 その とあるの 額に ح, 第 と った 百 相 業 同 は + 立

9 (略)

第五条 (略)

2 は 十九条第三 大学改革支援· 第一 前 項に規定する債券は、 「項の規定による債券とみなす。 項 及び 学位授与機構法 第四 |項の 規定の この法律による改正後の独立行政法 (平成十五年法律第百十四号) 適用については、 同条第 項 第 又 人